

所管部課	教育部教育総務課		部長	田口 茂夫	
件名	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する				
	規則について	区分	1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>教育委員会が教育長に委任している事務の事項から除外している「法令又は条例に基づく附属機関の委員、学校医等の任命又は委嘱及び解任又は解嘱に関すること。」について、委員の委嘱・解嘱等が委員の都合による辞職など、至急、手続きが必要な場合や、学校長など充て職も多いことを鑑み、教育長の専決により処理ができるようにするにあたり、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1)改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。 ・第4条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。 (8) 法令又は条例に基づく附属機関の委員、学校医等の任命又は委嘱及び解任又は解嘱に関すること。 ・第4条第2項中「同項第8号」を「同項第9号」に改める。 <p>(2) 施行日 公布の日</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>総務課において審査済み。 令和7年12月19日開催の令和7年第12回東大和市教育委員会定例会で承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>了承</p>					